

## 第1回 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議概要

日 時：平成27年7月24日（金）10:05-12:10

場 所：合同庁舎7-D会議室

出席委員：安藤委員、青木委員、市川委員、神辺委員、木下委員、口分田委員、多久島委員  
中島委員、巽委員、前田委員、村井委員

欠席委員：古株委員

事務局：（障害福祉課）清水主幹

（学校支援課）浅見管理監、武田主幹、左谷主査

### 【会議次第】

- ・挨拶
- ・委員紹介
- ・座長の選任
- ・研究会議設置要綱・公開方針
- ・議題
  - (1) 平成26年度に実施した医療的ケア児童生徒通学支援実証研究の概要について
  - (2) 平成27年度医療的ケア児童生徒通学支援事業にかかる市町説明会について（報告）
  - (3) 平成27年度の実証研究事業について

### 《研究会議設置要綱・公開方針について》

（座長）

会議設置要綱第1条の2（1）（2）は、昨年度の要綱から変わっているということか。

（事務局）

（1）では「通学支援に関すること」を「通学にかかる保護者支援に関すること」とし、（2）では「通学にかかる実証研究に関すること」を「通学にかかる保護者支援の実証研究に関すること」とするなど、今年度の要綱では、「保護者の支援」という文言を追記している。

（座長）

研究会議の名称は、「医療的ケア児童生徒通学支援研究会議」で、ちょっと範囲が狭まった感じを受けるが、元々のはだめなのか。

（事務局）

会議の名称は通学支援研究会議となっているが、最初から会議の設置目的、趣旨は毎日の送迎に係る保護者支援ということであり、そのあたりははっきりした方がよいという意見もあり、改めてそのようにさせていただいた。

（座長）

これは2つの意見が、研究会議の中であったように思う。構成するのは通学に関すること

で変わってないと思う。その中に保護者の負担軽減があるということで、ここでどうしても変えないといけないのかと多少疑問を感じている。一方だけの意見が聞かれているような、委員からいろいろな意見が出たものに対して、ちょっと違うと思っている。

この会議の性質を決めるところがあると思うので、何故変わるのかというのが理解できない。反映させたとは思っていないが、両方の意見があった。

(事務局)

元々、この研究会議の会議設置目的はこのようなものであった。どうすれば保護者の支援ができるかというようなところを研究する会議という位置づけであるので、本来の形で明示させていただいた。

(座長)

私は通学保障ということをやっていたので、少し狭まったという気がした。少しこの研究会議が後退したような印象を受ける。昨年関わってきた者として少し心外だと思った。

《議題(1)について、事務局より配付資料に基づき説明》

(委員)

市教委としてどのような関わりができるのかということで、昨年度の実証研究では守山の市教委はどのような関わりをされたのかというのが1点。

もう1点は、7ページの最後、その他のところで、市町の小中学校に在籍する子どもへの対応について検討を求める意見、ここをもう少し具体的に聞かせていただきたい。

(事務局)

昨年度、実証研究を守山市に委託させていただき、基本的には障害福祉部局の担当者となりとりをさせていただいたが、そこに至るまでは市教育委員会の担当者の方もお話をさせていただいた。具体的に実証研究の中でこの役割をというところはこれと違ってなかったが、まずは知っていただくという部分で、会議の場に参加いただいたこともあった。

市町の小中学校に在籍する子どもへの対応について、その扱いについて検討を求めるという意見もあったというあたりについては、今回の実証研究の対象は県立の特別支援学校に在籍する子ども、毎日朝夕、一定遠距離にある県立学校まで送迎をする際に保護者の御苦勞があるということで始まったものであった。そのため対象は県立の特別支援学校に在籍する子どもということであったが、今後インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもも無い子どもも、共に地域でというようなことが進んでいく中では、今でも実際におられるが、医療的ケアを必要とする子どもが市町の学校に在籍するというケースが増えていくことを十分に想定し、県立特別支援学校に通う子どものことだけではなく、そういった市町の対応といった体制整備も含めて考えていく必要があるのではないかと、そういったご意見を頂いていた。

(委員)

7ページの福祉有償運送制度ということで、これは県内でいうと具体的にはどういう事業

所とかサービスになるのか、制度の中身も含めて教えて頂きたいということが1点と、看護師のところ、訪問看護事業所とか学校看護師も、基本的には教育委員会とか学校と契約するというのではなく、学校看護師であっても移動支援事業所と再契約するという形なのか。

(事務局)

今回は、看護師の確保のために訪問看護ステーションや学校看護師に手伝っていただけないかということで依頼させていただいた。訪問看護ステーションでの勤務が無い日に、また学校看護師の方も、学校での勤務が無い日に学校看護師という立場ではない形で御協力いただいた。

(委員)

本来、運送というのは陸運局の許可を得て、運送事業者がやることになっているが、福祉有償運送というのは、その地域によって地域運営協議会などを設けて陸運局と特別の許可を得て福祉事業者が有償運送をする、県内の地域ごとにできる事業者が決まるということで、各市町ごとに事業者が協議会の許可を得て運行する。今の事業の対象としている移動支援事業は市町事業としてやるのだが、これは福祉有償運送ということで業としてやっているということであるので、福祉有償運送の活用については、市町事業ではなく一般的な運送の事業、個別に契約するような形、福祉有償運送の利用等、他の移動手段も検討する必要があるとの意見であると考えているところである。

(委員)

移動支援事業とは別に営利目的での業者と個別契約をするということか。

(委員)

そうである。移動支援事業は市町村事業ということで明確であるが、福祉有償運送は個々の事業ということになり、県が直接福祉有償運送事業者と契約をしてはどうかという意見ととらえている。

(座長)

基本的に福祉有償運送は、事業者の会員にならないと使えないので、会員になるためには要介護1だとか要介護2という、いわゆる要介護者であるとか、障害を持っているとか、一定の限られた人しかだめだという、そういう既定の中で福祉有償運送は基本、儲けるというよりどちらかというところという便宜を図っているというのが趣旨の下で作られているので、そういうものをどう利用できるかということになると思う。ただかなり料金が発生するというので、当然その問題は一定はらんでいると思う。

7ページの1つ目、事業に協力いただける条件整備を行うことによりというところの意味合いを説明頂きたい。

(事務局)

条件整備というところは、去年の研究会議でもいろいろ指摘があり、問題点という形で上げている部分について具体的にどうできるかというのはまだこれから考えていかなければいけない。事業者が少しでもこの事業に参加できるようにするための方策を考えていかなければ

ばならないということで書かせていただいた。

(座長)

具体的に、今年はこういうことを条件整備していかなければならないというところまでは進んでいないということか。

(事務局)

そうである。

(座長)

訪問看護ステーションから事前にいろんな知恵を頂いたということであったが、その内容については次の議題の27年度事業に関わる説明で行うということによいか。

(事務局)

そうである。

(委員)

今後に向けての移動支援事業のところだが、条件整備の話で、昨年度実施された2事業所ヒアリングをした時に車両の確保の問題が出ていたと思う。移動支援事業所はほとんど軽の車で移動サービスを行っている事業所が多いと思うが、ストレッチャータイプの物が入る大きな車が必要になるということで、その辺が条件整備の1つに上がっていたと思う。

移動支援事業については、アクシデントの時の責任対応というところが明確にされないとということも出ていたように、その辺が条件整備になるのかと思う。

福祉有償輸送だが、福祉有償運送制度の範囲の中で他の輸送手段ということではなくて、当然福祉有償運送も使うが、当然エリアによって事業所の数の多い少ないもあり、車の問題もある。様々な課題がある中で、プロの事業者を使えないかというような話が出ていた。要するにタクシー会社だが、そういうプロの事業として輸送をやっておられるところに移動手段のお願いができないのかということが出ていたと思うが、それもこの他の移動手段に含んでいると解釈している。

(座長)

次の問題とも関わりがあるので、そこで聞かせていただくということによろしいか。

2つ目の「平成27年度医療的ケア児童生徒通学支援事業にかかる市町説明会について」ということに移らせていただきたい。

《議題(2)について、事務局より配付資料に基づき説明》

(座長)

昨年の実証研究をやるにあたって市町に聞き取りをされた時も、これとよく似た質問があったと思うが、去年から今年にかけてどのような変化があったのか、去年と全く変わらない話なのか、去年の実証研究を踏まえて市町村からの質問などは変わってきているのか。

(事務局)

昨年度実証研究を始めるにあたり、県で事業所をあたって情報を集めてきたが、事業所を

あたった中で、どういった感触だったのか、実際にやれるところはあったのかという質問があった。他に昨年度事業をやった中で、事故等を含めて何か問題点はなかったのかというような、実証研究を踏まえた意見があった。

(委員)

昨年度、私が県の委員をしていた時に出ていた話は、ステーションとして受けるならば、県との委託事業といった形の方が責任性がはっきりしているのではないかと、でも現実的には派遣できるほどの人数はどこのステーションも抱えていないので、現実的には難しいところもある。今回もそうだったが臨時職員でないと事業所と兼務できないので、移動支援事業所さんと個人が契約したということになっている。学校看護師も含め、個人で訪問看護ステーションを通して契約をするという形となると、臨時職員という形の方だけでしか対応できないということになってくるが、訪問看護ステーションとして紹介しているとなると責任決定はどうなるのかという意見もあったと思う。

私は訪問看護ステーションとして受けるならば、昔は県にもあったが市町にある重度訪問看護助成事業の範囲を広げて、訪問教育のスクーリングに対してとか作業所への看護といったところで、訪問看護制度以外で使える事業があるが、それを拡大して県または市町と契約してそこから看護師を派遣するというのがすっきりすると思っていた。というのは、通学のこれもそうだが学習支援事業という校外学習についていくのに一回一回看護師を探しておられ、単価も何十年も変わっていないという問題もある中で医療的ケアの子がどんどん増えているし、また障害も重くなっている。これを実証研究して大きく広く普遍的にしていくのであれば、吸引だけで済む子から呼吸器を使っている子も乗れるようにするなど、対象を広げないと意味ないことになると思う。

もう一つはスクールバスを整備しているが、この事業では保護者さんのレスパイトとしての費用負担が発生する。そことスクールバス利用の方との整合性をどうしていくのかというのが疑問。お金の精算のところも県として最後まで見届ける責任があるのではないかと。

(座長)

終わったあとの精算は。

(事務局)

基本的には県が守山市に委託し、守山市が移動支援事業所と委託されたという形である。県と守山市では事後の報告書もいただいており、お金のことも済んでいる状況ではある。

(委員)

市に確認する。

(座長)

今、重度の障害児者の訪問看護制度の問題、それからスクールバスの利用の整合性の問題などが出されたが、この辺りはどう考えられておられるか、もう一度伺った方がいいと思うが。

(事務局)

重度訪問看護事業等は、元々学校看護師がいなかったときに使われていた事業のことだと思う。その費用は、市町振興交付金という市と県で実施している事業があるが、その中のひとつのメニューになっている。その事業について、今回の実証研究に使えるかというのは研究していかなければいけないところもあると思うが、今後それが使えるか、また別の方のものを考えた方がいいのかということも含めて考えていきたいと思う。

(委員)

平成17年に県で福祉部局の事業が教育委員会に移管された時に、重度障害児訪問看護利用支援事業というのは、一旦切れていると思うが、その枠組みを交付金を使ってされている市町があると聞いている。19市町全てやっているということではないようなので、もしやるのであれば全ての市町でやるような事業に仕立てていかないと、地域間格差が出てしまう。平成17年に問題になったのが、訪問看護の事業費というのは自宅派遣が基本で、自宅外派遣はできないということなので、それを市町の事業、メニューにして、自宅外派遣の特定のサービスに活用されている市町があるということだと解釈している。

(委員)

今の件は近江八幡市では使ってない。大きく学校の部分といわゆる作業所の部分とあるが、看護師の関係もあるので実質的には使う場面が少ない。委員が言われた立ち上げの時の話であるが、週3日を超える部分、毎日学校に行かない場合のフォローという部分で、その時にはそういう有効策もあったが、この事業もそうだが、訪問看護師さんが自宅以外の車中であっても医療的ケアができないし、制度的にだめな部分もあり、その辺で使いにくいということがある。もう一つは、交付金でいわゆるどれに使用してもいいけれど、他の部分で重要な事業メニューがあればそちらにかかってしまうので、そういう意味ではなかなか市町としては使いにくいのではないかと思う。

(座長)

そういうものが今の現状、どういうものに使えるのかみたいなところを洗い出しはある程度必要かと思う。もう一つ、スクールバスの利用についてはどうか。

(事務局)

スクールバスとの整合性ということであるが、スクールバスは、特別支援学校に在籍する子どもの通学の利便性を図るということで、幹線道路を大型のバスでバス停からバス停へ定時運行させている。スクールバスに関しては、25年度の研究会議の中でも十分議論いただき、中間まとめの中にもお示しさせていただいたが、スクールバスに看護師さんに添乗いただいて対応することについては、定時運行の問題、またケアをする時にすぐに大型バスを停車させることが難しいことや他の生徒への影響、また冬場の感染症を心配される保護者の声もある。また、朝の定時運行に合わせられないなど、実際に保護者の方から聞き取った中では、スクールバスの利用については、なかなか難しいというような声も多くあり、医療的ケアの必要な子どもの送迎に関しては、基本的には個別の送迎がどうしても必要になるということ

ろでは、幹線道路の停留所まで決まった時間に出てきていただいた上で利用できるスクールバスを比べるというところはなかなか難しいのではないかと感じている。

(座長)

そもそも、その方々の利便性を考えるというのは、通学が、障害を持っている子どもたちは難しいということの発想がそういうことなのでは。利便性ということはそういうことなのでは。本来は保護者の責任においてという通学の考え方を言われているが、スクールバスを出したということは、障害の方々が通学するのに困難がある、その利便さを考えてとすることに関しては、そういうことでは。だから、医療的なケアの子どもたちの通学の利便性は考えてもらえてないということが、根本の中に少しあるのか。今言われた具体的な問題の中で、何時間かかるとか適応しないということはあるけど、元々の考え方の中でスクールバスを作っているということは、障害を持つ子どもさんたちが学校に通うということが困難であると、保護者の義務と言いながらも、難しい責任ということを今後あるということをよく言われるけれども、やっぱり利便性を考えるということは、困難であるから何とかしていきたいと思った中で、こういうスクールバスの発想が出てきたということは間違いないか。

(事務局)

どういう経緯でということやどこまでの答えを、今求めておられるのかはわからないが、特別支援学校は公共の交通機関の沿線から遠いという学校も多くあり、また校区が広いところもあるので、滋賀県においてはスクールバスを運行させ利便性を図っている。

(委員)

先ほどの説明、⑩以降のところ今後情報提供をしていくということで説明をいただきたい。⑩のところ、今回移動支援事業にかかった総額を尋ねているのと、今後どのあたりの地域を考えている、また⑪についても、移動支援事業でやる場合の波及していく問題とか、今後実施するにあたって、懸念している部分が挙がっているが、この中で一定何か示された部分があるなら、その部分を踏まえて今後検討していくことになると思うので、教えてほしい。

(事務局)

⑨の総額について、4人の方40回を行ったところ、1回あたり2,300円で、40回で92,000円という費用が事業主に払われている。その中で1回230円利用者負担していただいている。残り市の負担の中で、本来なら国1/2、県1/4が支払われるわけであるが、地域生活支援事業自体が国の事業で補助金が満額おりてこないのので、守山市にお渡しできている地域生活支援事業の割合から言うと、40回全てあわせて、約47,000円分が市負担という形になる。

⑪の最後、移動支援以外の方法も検討してもらいたいというような意見であるが、昨年度の研究会議でも、いろんな知恵をいただきたく出させていただいているところで、先ほどの福祉有償運送も含めて今後考えていく必要があると思っている。

⑫については本当にありがたい意見であり、実際そういう中で現在実証研究等を進めているところであると考えている。

⑬については先ほど質問いただいたように、将来的には市町にもそういう対象者の方が増

えてくる、そういったことも含めて考えていく必要があるのではないかとということで、実際には、その場合自宅から近い地元の学校であり、遠距離の送迎という部分でのニーズはないのではと思うが、他の部分でいろんなところもあるかもしれないという意見として伺った。

福祉有償運送制度についても、説明会の場で介護タクシーよりもかなり割安でいけるというような情報もいただいたので、そういったものが実際に使えるのか、安いとはいえ、費用は発生するので、その負担をどうするのかという点も今後の検討課題であると感じている。

⑮番のところ、昨年度の研究会議でも委託元としての県の責任はきっちり果たしていくというところは言わしていただいたが、保護者の方にも実施上のリスクを十分説明した上で、納得いただけるように手続き面で考えられないかということも、この研究会議の中でも議論いただけたらと考えている。

(委員)

基本的な事になるが、医療的ケアの必要な子どもさんというのは何人くらいおられるのか、データがあれば再度確認したい。

(事務局)

県立の特別支援学校に在籍している方で、医療的ケアを必要とする児童生徒は、今年度5月1日時点で重い方も軽い方も訪問教育の方も含めて137名である。市町立の小中学校に在籍しておられる医療的ケアを必要とする児童生徒は昨年度5月1日時点で14名である。特別支援学校の137名のうち保護者の方が行き帰りともに送迎をされている児童生徒数は46名。

(座長)

今日のところは実際に次どういうことをするのか、関わりがあるので、今年度のことを考える(3)のところに行かせたい。

《議題(3)について、事務局より説明》

(座長)

これは具体的なものがまだ何もないということか。

(事務局)

訪問看護ステーションさんとも話をしていた中で、一つは先ほども少し出ていたが費用の問題がある。今の委託の部分では臨時的に雇わざるを得ないところもあり、実際雇う場合も看護師が具体的にいるのかということもあるが、今のところは1回あたりいくらというような形で積算をしているが、近いところはいいが遠いところではもっと時間をとられるという部分もある。また普段から関わっておられるお子さんであれば状態もよくよくわかっているが、初めてのお子さんであれば、なかなか状況を把握するのが難しい部分もあるという問題がある。また市町の方ではそもそも移動支援事業は地域生活支援事業の中で動いており、そこで満額、地域生活支援事業のお金がおりにきていないということが大きな問題となっているので、具体的にそれぞれ個別にお話させていただいて、一つずつの市町でも進めていけるような形で考えていかなければいけないかと思っている。



(委員)

看護師の確保の場合には、非常勤雇用の単価で1時間1,500円ぐらいであったか、訪問看護ステーションの派遣とか、組織的にやるとしたら先ほど話題になった重度訪問看護助成事業も当然あるが、1時間当たりの訪問看護師の単価は管理者の費用も含めて8,000円ぐらいになっていて、同じ1時間でも開きがあつて、組織的に何か安定してやっていく体制をそれぞれの地域で整えようとするとは非常勤雇用の部分にプラスαがないと、訪問看護ステーションとしてはかなり厳しいのではないか。看護師の確保という意味で、少し安定的に、あるいは実質的にどういう形がよいのか、実証研究の中で検討していただけたらと思う。

(委員)

話題に出ていたように、訪問看護ステーション連絡協議会の方とのお話とか、個別のいろんな情報とか、委員がおっしゃられていたことと全く同じことが意見として出ていた。去年の実証研究の中では個別の契約という形でしかできなかったが、訪問看護ステーションそのものが組織で動いていて、通学の送迎の部分でフリーに動ける看護師がおられない状況があるので、別途配置する必要があるというのは一般的な意見であるが、そうすると組織でやる以上現状の委託料では難しいというところである。ただ一つヒントになるのは、訪問看護で家庭に入っておられる訪問看護ステーションがあると思うが、言われていたのは日頃から状態像がわかっているし、やはり急変時の対応ということに関してでは、やはり日頃からの関係性とかというのも非常に大事である。仕組みの面でも、医療系、看護系、県独自事業とか、市町独自事業とかあるが、そういうことでも一定の仕組みを作っておくと、例えば医師の意見書の問題とか、先ほど出ていた御家族の同意の問題とかそういうことを作り上げていかなければいけないのだが、地域によって訪問看護ステーションの状況が全然違う。移動支援事業所の状況も全然違うので、実は市町の皆さんと県とでこういう会議を何回も重ねながら移動支援事業をどう使うか、使う使わない部分も議論もしていたんですが、個別に具体的な事情を踏まえながら、少し市町によって進行の度合いが違うかもわからないが、今回の報告書の感想に出ていたように「やってもらってよかった」という声を増やしていく取組を各市町さんと意見交換をする中で考えていくしか方法がないのではと考えている。なのでどこの市町にということとはなかなか申し上げにくいけれども、各市町と意見交換しながらどういう条件であればいいのか、移動支援事業に限らず、介護タクシーの問題や福祉有償運送の問題もあるが、少しずつ条件が調整できる部分があるのではないかと、手ごたえがある市町も出てくるのではないかと考えている状況である。

(委員)

前年度やった時にこの期間でいくらぐらいの予算で実施した、だから一つでも二つでも増やしていきたいということで27年度はどう考えるとザクツとしたものでいいのだが、そういうのがあつてどのぐらいのところ課題があるか、検討する部分かと思った。今だとそれぞれの市町に投げかけて、極端な話、全部手を上げたら県下全部で実施することになる。具体的な実施がそれぞれの市町にお任せと聞こえる。27年度の実施が具体的には何日ぐらいの期

間でどのぐらいしようという思いがあるのか。

(座長)

昨年までやったことが今年にどう引き継がれているのか何も見えない。今年はどの辺りをターゲットにして何を実証してということが、実証する側がきちっとした目的をもっていかないと。去年やったのか、また今年もやるのか。やられたことは今年もやってよかったですと、保護者の方よかったですと。よかったことをどういうふうにして、次に移していくのかということは、今年度次に何をするのかということに関わってくると思う。やってもらってよかったという声を重ねていって、実証研究の間はやったけども、やった結果は何もなかったという話にはならないと思う。それと通学保障という概念はないということや県の責任については具体的にということで資料の方は⑧にと言われた時に、県と市町と福祉と教育という負担、それぞれが協力してという話だけれども、なかなか県は多少は金をもっておられるが福祉の移動支援というのだが、教育というところでは実際は教育委員会がやっているけれども、どういうようにして具体的に関わられて何を考えてどこに行こうとしているのかというのが、この実証研究の中でなかなか見えてこない。移動支援を利用してということだが、教育はどう関わっているのかなということも 27 年度ははっきりしてほしいという思いはある。

(委員)

それぞれの立場で何ができるのかということで、看護師さんのこと、送迎車両のこと、それから安全面のこと、私は教育の立場から安全面について話をさせていただいた。バリアフリーではなく個別の対応を追及していくものであるので、できるかということと同時にその辺の利便性とリスクを両方をみながら進めていかないといけないと思う。市町と県がつながって連携していくというのは、特に安全面で小回りが利くのは市町と思うので、そういうことでも非常に意味があると思っているし、人工呼吸器を使用しておられるお子さんというのは全国的にも増えてきているようで、昨年度 4 名の方で実証研究をされたが果たしてこの 4 名の方だけでよかったのかどうかということは、甚だ心もとない気がする。吸引の方の割合は全国的に 6 割、胃瘻の方は 4 割以上とも言われているし、その他にもいろんなケースが考えられると思うが、その限られたケースだけではなく、ある程度広く緊急時の資料として残していくような形でないと、安全性というのは担保されないのではと思う。

そういう意味では地域の格差もある。昨年度の研究は万が一の時に守山の小児保健医療センターに搬送するとなっていたが、守山の小児保健医療センターはその点に関してのノウハウを十分お持ちの病院であるわけであるが、その他の病院についてもそういうことが果たしてできるのか。保護者の方が送迎されている何回かを補助するレスパイトの研究であり、立ち返ることは大事だと思うが、安全という意味でやっていかなければならないことが多々あるという思いがある。

もう一つは 7 ページの一番下にあるが、市町の小中学校に在籍している子どもについて、その扱いについても検討を求めるといった意見であるが、障害があるために居住区を離れて遠

くの特別支援学校に来られているわけで、市町立の学校のお子さんも特別支援学校のお子さんと同じ市民であることに変わりなく、そうした視点で支援していただけたらと思うが、居住区内でのことと研究対象のケースを一緒にすることはどうなのか、という思いもある。

(座長)

今の意見は良くわかるが、例えば胃瘻の方とか、いろんな問題がもっと医療に関して変わってくるという時にその人たちを対象とするのに、移動支援でこれは無理だったら、県がこれは実証だから、県と看護ステーションがこういう契約を持てるということをやってみたらどうなのかとか、こういうことをやってみたらどうなのかというのが実証研究と思う。去年と同じように市町単位で移動支援でというのだけをやっているのだったら、もうそこへ決めた形だと思う。いろんなことをやってみたらこの可能性が一番あるということ、こういう人が外されているという中では、こうやったらやれるということをしっかり組み立てていくことが実証研究だと思う。市町に移動支援で何とか利用してもらってやれるという実証研究ではなしに、個々のケースがあることに対してどんなふうに対応できるのかということには移動支援だけではだめだということも出てくる。それから市町でできないというところもあるのに、それだったら県が何とかしないといけないとか、教育委員会が何とかしないといけないとか、いろんなことをどういうふうに組み立てていったらこのことができるのかということを確認していくということが実証研究だと思う。そういうものが全体像として全く見えないまま市町を説得してやってくれるというところが一つあった、保護者がよかったですと言われるという結果が、しなくても見えるような実証研究は研究とは言わないのではないか。

(委員)

市町の立場で説明会に25年も、26年も担当で参加していたので、この間の経過は知っている。概略は資料で報告していただいたとおりの内容である。ただ実際は市町村の担当によってもっと格差があって、厳しいこともオブラートに包んでいなくてズバリというところがある。「しません」、「できません」とはっきり言っているところもある。そもそも県と市町が協働でというのはわかる、福祉と教育との協働というのはわかる。福祉が中心で、教育がどうするのか、学校の看護師を手配するとか調整するとかはあるけれども、市町で一番大事なのは当然医学が進歩したので、医療ケアの人が実際に増えていてそういう方が学校に行かれるというのが多くなるのは間違いない。その後成人になられたら重症心身障害の方も医療ケアの方が多くなってきていて、入所施設という方向もある。地域で支えるという支援もしている。医療重視の成人の方の送迎の支援も各市町の資源の中でしている。保護者にアンケートを取られた時に、保護者の思いとして送迎が大変だということはわかる。そうしたら一日でも少しでも送迎を担ってほしい部分を切り取っていくとレスパイトとなる。レスパイトというと福祉であるが、そもそも通学保障というのが文科の言葉でなかったとしても、障害があってもなかったとしても、教育を受けるという部分で、このためにスクールバスがあったり、昔は寄宿舎があったりということがあるので、福祉サイドから言うと、例えば教育の方

で移動時間が長いから、例えば八幡で言うと武佐が目と鼻の先に八日市養護がある。でも実際の校区からいうと野洲養護になる。それだったら校区をもっとフレキシブルに見直しさえすればすぐにできるのではないか。少しでも早く一步前進したい、早く答えを出したい、ただ命を預かっているということと、始めたらやめられないので持続可能な仕組みをどう作るかという本質を踏まえた上で議論をしないと市町に押し付けたらいいという話になり紛糾してしまう。残念ながら、本質論でいうと市町の説明会ではできていない。県と市とか、福祉と教育という議論に終始していて、看護師をどうするとかの議論にはならない。移動支援事業は市町村の事業だが、国は市町村は地域の実情に応じてやったらいいとしているので、地域格差があるのは当たり前である。同じように当てはめようとするとう無理がある。6割ぐらいしか、補充割れで入っていない。財源が入っていないので、その辺の財源をどうするか。一番大事な看護師とか車の送迎とかをどうするかという本質的な議論をする必要がある。もう一つは、去年の実証研究をするにあたって、いろんな課題があって実際市町から手が上がらなかった。実証研究を始めるのも遅かったので、その段階では27年度の市町村の予算は決まっている状況なので、5月に説明会をしても当初予算で取っている市町があるということは私は聞いていない。だから予算がない状況ではなかなか手は上げられない。少なくとも9月補正をしてから下半期からしか始められない実態もある。一番大きいのは、委託ということは市町の責任になることである。県があつて市町があつて、事業所があるのであれば直接県が実証なので、そういう方向ですることが責任の所在もはっきりする、事務的にも。実際去年移動支援事業でやられたということだったので、守山市に聞いたら移動支援事業の要綱は直していない、お金の枠組みだけを使ったとのことであった。支給決定をどう受けたのかという話をしていたが、中途半端にやると何かあった時の責任が出てくるので、本当に大事な部分はしっかりと固めてからやる必要があると思う。

(座長)

さっき医療の問題も言われていたが、もっとしっかりと働きかけたら医療の問題もやれることがあると思う。実証実験をやるのではなく、医療側に働きかけたらいいわけである。こういう場合にどうなのかと。そんなことをここでいちいちやっていくのが実証実験か、枠組みがもう一つわからない。少なくとも去年からの続きの委員としては、去年いろいろ課題が出た中でこの枠組みではなかなか難しい。このやり方をやったから引き続き必ずこれでやっていかないといけないというのではなく、どんなやり方が有効なのか、何がそこに問題があるのかを確かめていくことなので、去年の枠組みというのは市町がやった時にどんな問題が出たのかということ、それからいい結果が出ているのがたくさんあるので、それはそれで、一つわかったことで、この枠組みではできないことで、次どんなことをやるのか、やれる可能性があるのかというのを探っていくのが大切と思う。

(委員)

本質的な部分は別の会議でも話したことがあるが、市町が移動支援事業を使って委託事業でやるというのは非常にリスクがあるというのは言われるとおりで、長い目で見ると移動

の支援というものを医療的ケアが必要な人にどうしていくかということが本質的な議論だと思う。間違いないことだと思う。滋賀県では非常に意味先駆的な取組ということで皆さんの力を借りて始めている訳であるが、国への要望活動もやっている。実は先日、国でも医療的ケアの研究会議、組織が立ち上がったと聞いた。やはり県も市町も同じ地方自治体の立場から言うと、移動支援を個別化してほしいとか一番に上げているが、なかなか困難だというのが国の感触である。そうであるなら、送迎のための医療的ケアの移動支援についてまた別の制度を作れないかということ国に働きかけをしている。あるいは、訪問看護ステーションを活用しようと思うと訪問看護の制度では難しい。それであればできることはないか、国への働きかけをしているが、いかんせん時間がどんどん経っていくので、福祉の方の立場としては申し上げにくいことであるが、守山市の経緯も聞いていただきどれだけやるかという問題は当然あるが、できたら移動支援事業を使って諸課題、医療の部分の調整とかあるが、何の仕組みもなく、小児保健医療センターのフォローとか、あるいは御家族の了解とか、そういったことがやれていなかった。こういう仕組み作りを訪問看護ステーション協議会からも言われていて、実証研究の中でできるのではないかと思っている。確かに移動支援を使わないやり方も市町と意見交換をしていく中で何があるか、ほとんど選択肢は少ないが全く考えられないこともないということがあるので、ぜひその辺は具体的話はやっていきたいと思っている。福祉としてはそういう考え方をもっている。

(座長)

予算の話も出ていたが、今からやったら同じ。それを3月に言っている。去年と同じことはしないでほしい。早い目に開いて枠組みを決めて、去年と何が違うのか明らかにという話も会議の中で確かめている。それで考えていくとまた同じような結果が出てこないか心配で、そうならないでほしいから、今日の会議で枠組みをきちっと決めていただき、どんな方向性でやるか、出していただきたいと思う。教育サイドとしては、どんな御意見をもたれているのか。

(委員)

先ほど教育はこの事業の中で何をしているのかという御質問があったが、そもそも医療的ケアを必要とする子どもさんを親御さんが送迎しておられる。その親御さんの送迎の中で、どういように御負担を軽減していくのかといった時に、3つの選択肢があったのだろうと思っている。一つは車の部分、一つは看護師、いわゆる介助する者、そしてもう一つはその両方。こういう三つの選択肢があった中で、今回の事業というのはその三つ目、車も人もという組み立てである。車も人もという組み立ての中で、少なくとも人のことについては、委員からも訪看を使うとなるとなかなか厳しいという御意見をいただいているが、厳しくとも全額は教育の方でみましようという形でその組み立てをした。その上で残りの車の方の手配を今ある既存の事業を見回した時に、国庫を使える事業として移動支援事業を使わせていただくという、それが大きなところの枠組みだったと思っている。

3月の研究会議でも座長から言われたような御意見は頂戴したが、その際にも申し上げた

と思うが、今回の1月からの守山市での事業の時には先ほど事務局も言っていたように、小児保健医療センターが緊急時の対応の1箇所であった等々からもう少し対象市町を広げていく中で、子どもさんの障害の状況が違う、距離も違う、安全の確保の仕方も違うといった、いろいろと状況が違う中で、事例を集めていかないと事業全体の組立てとしては厳しいのではないかということ。つまりこの1月から3月までにやった事業を踏まえて、その上にさらに積み上げる、そういう形を取るよりもまだベースとなるところの件数を増やしていかないと上に積み上げるにはまだしんどいのではないかと申し上げていた。そういう意味でその部分が26年度から27年度へのつなぎの部分と思っている。先ほどから委員も申し上げていたが、そういう状況を踏まえ今年度さらに事例を集めていく。それは研究とは言わないと先ほど座長から厳しい指摘もあったが、私は実証研究と同時に事例研究でもあると思っている、そういう意味では事例を集めていかないと厳しいのではないかと思っている。先ほどから意見が出ていたが、医療的ケアの状況は変わっていて、特に在宅医療が進む中で本県では医療的ケアを必要とするお子さんは年々増えている。全国ではそんなことはないようだが、そういう中でより重篤な障害の子たちが増えており、どこまでできるのかというのが現実の問題としてあるだろうと思っている。人工呼吸器をつけているお子さん100人全員に対応ができるのかと言われると、そのためには十分な例がいると思われるし、そういったケースを集めていかないと結論に達していかないのではないかというのが正直な感想である。

また、バス利用の方が無料で、この事業だと保護者負担が生じてそのところの整合性はどうかという話があったが、例えばスクールバスを利用されている、あるいは公共交通機関を利用されている、あるいは親御さんが送迎をされている、いろんな通学、送迎の仕方があると思うが、基本的に就学奨励費という国の制度があり、1/2が国庫で、1/2が県費である。その就学奨励費の中で、通学費が給付されているが、スクールバスを利用されている方には給付がなく、現物給付されているという考え方であり、親御さんが送迎されている方には、ガソリン代という形で給付されているというのが大きな組立て、枠組みとなっている。つまり、バスを利用している方は無料ではあるけれどもそういう現物給付がされており、送迎されている方にはガソリン代が給付されているということ。これに対しこの事業は、あくまでも日常的な通学ということではなくて、親御さんのレスパイトという形で一定の枠組みの中で活用しながら、既存制度の活用の中で一定の親御さんの負担を申し訳ないけれどもお願いをしているということであって、バス利用者の利用料との整合性というところでは、若干そぐわないと思っている。

(座長)

事例研究というように言われて、昨年4人、今年8人、12人、そんな積み重ねをするよりも一番事例として医療との問題を抱えながらお母さん方がものすごい苦勞しながら実際に送迎されている。その聞き取りをきちっとしていけば、今言われたような事例研究はいくらでもできると思う。それをなぜされていないのか、もう一つわからない。実証研究でやる部分は実証研究でやれる部分であってそれ以外のところでやれる部分はあるのにしていないだけ

なのではないか。事例研究はある。でもこんな形的事例研究というのは研究としてはやらない。他に事例研究をするところがあるから、ここではこの実証研究でしかできないことどうやってやるかということを考えていくことが大切と思っている。

(委員)

後ろ向きな市町ばかりではないので、やり方の問題。お金がなかったら事業も始められないし、要綱が直らなければ始められない現実的な部分もあるので、移動支援事業の仕組みは使うとしても、なぜ県が直接事業所に委託できないのか。市町も参加しない、協力しないとか言っているわけではない。協力させてもらうので、そこは会議も移動支援事業との実施元としての参加もする。なぜ一旦市町村の福祉を通してこの実証研究をしないといけないのかという説明が、ほぼ19市町、腑に落ちていないと思う。今年度するのであれば直接事業所に委託して、車という枠組みだけは福祉の既存の枠組み、移動支援を使うけれども、看護師の部分、仕組みについては、県が直接事業所と委託する中で、県の委託元としての責任を果たしつつ、連携して福祉も教育も市町も県も協力してやっていくという形ではないとなかなか進まないのではないかと思う。

(座長)

他に例えば訪問看護の話だけではなく、他の移動支援を使っているところなんかで、検討しているのはヘルパーで医療的なことができる人を利用していこうというような形で。そうするとレスパイトという意味でも、今のお母さんの条件を考えたら、一人で運転をしながら自分の子どもがいつ何かわからない状態を続けているのを毎日の中でやっていることが、移動支援事業者が一人ついて、そこに医療的なケアができるヘルパーがつくだけでも変わってくる。それで一つできるようなことも、それが全部という話ではなく。そういう児童もいる、個別性を考えたら、そういう児童もいるんだったら、そこからやったら始められるということを実証実験で一つ一つできることを、何ができるんだということを考えていくことで、何が問題かを探すのではなく、早く何を実現していくかが問題だと思うので、そのための実証実験を早くしてほしいと思う。もう課題は去年でしっかり見つかっていると思うから、今後は課題をどう解決していくかということで今提案があったようなことを考えてほしいと思っている。

(委員)

市の委員が言われた話は、以前から言われたのかもわからないが、そういう考え方もあるのかと思ったので、また詰めないといけないと思う。座長が言われたいわゆる介護職の部分、研修をびわこ学園でお願いしてやっているが、これについては特に障害のあるお子さんについて、1号、2号研修もあって進んできているけれども、障害の重さとか医療的ケアの度合いがだいぶ違うと思うので、いろいろと専門的な助言とかも得ながら考えていくと、もう少し先の話になるかもしれないが、普及していく中では頭の中に入れておかないと看護職だけで今後広げていけるかと言われれば無理な課題であると思っている。

(座長)

例えばヘルパーの利用を考える中で、どんな研修をしてどれだけ子どもと関わりをもってやればヘルパーでもできるということを安全ももちながらやっていくことを実証研究の中ではあってもいいと思う。実際にやり出したら、実際やることでも中でどんなことをやっていないといけないのかを検証していくのがこの検証実験だと思うので。方向性が何の実証研究なのかわからなくなっている。ぜひその辺は検討する材料として、それをせよという話ではない。ただ、どうしたらちょっとでも早く、少しでもお母さん方の負担を減らすことができるのかということをも前提とする実証実験であってほしいという思いを感じている。

(委員)

例えば移動支援の車があれば人工呼吸器の子どもも乗っていけると思う。あとは看護師、ヘルパーという話もあったが、どんな看護師を乗せるのかということだと思う。例えば去年はある程度の見守りで少し吸引するぐらいで済んだ、何とかそこが安全に行けたお子さんであった。だけど少し障害が重くなってくると次はどんな看護師を乗せるか、訪問看護ステーションにしても非常勤で呼吸器を見たこともない看護師もいる中で、お母さんたちが安心して預けられる、この人にみてもらったら車中は安心だと言ってもらえるような実証でないといけない。去年も言ったがどんな形でも車があればいい、安全に見守れるかとか、安全に送り届けられるかというところの問題なので、どういう人を乗せるか、どういう状況であればいいのか、私たちの役目なのか、県と協力してどういうふうに整えていくのか、次の段階として進めていただけたらと思う。

(座長)

そういう意味では今年度で全部できるのではなく、実証はどこにターゲットをおいてやるのかという枠組みをきちっと出していただいて議論をしていきたい。今のところで言うと、去年の枠組みから全く外れないままで議論されていないかということが心配である。

(委員)

具体化していくプロセスであるが、この会議で具体的に何か積み上げて制度なり仕組みをということにはなかなかならないと思う。昨年度やられた事業所はいろいろ課題を言っておられたが、まだまだ隠れた課題部分もあると思う。その意味では、現場で実際やられた声も含めて、ワーキング的なものを立ち上げ具体的にどう進めるのかということも議論していただく場を作ってまた御報告いただいて、叩いて行った方がいいのではないかなと思う。

(座長)

私はそれを3月に言ったつもりである。それを早くやってほしいということ述べたつもりだが、また今年も同じことにならないかという危惧を抱いている。見えている課題をどう解決するかというために今年何をするか示していただけただけならありがたいというのが一つ。次いつまでに枠組みを作ってというスケジュールは示されていない。7月にスケジュールが示されていないということで、非常に不安である。その辺は事務局の方で案はあるのか。



(事務局)

いろんな話を伺う中では先ほど委員からもあったが、個別にあたって状況を伺いながら進めていかないといけないというところであるので、新たな枠組みをこれから考えてというスケジュールは今のところない。

(座長)

去年の段階では元々実証実験をいつ頃からやるというような案はあったのか。

(事務局)

今年度入ってすぐに御説明しながら早く始められるようにとは思っていたが、相手があることであるので何月にといい詳細な部分ではない。

(座長)

次回はいつ頃に開かれるのか、そこら辺の枠組みを少し早めに示してもらいたいと思う。

(事務局)

いろんな意見があり、それを参考にしてどういうように進めていくか、新しい枠組みといっても具体的なものがない中ではなんとも言えない、これから考えないといけないところもあると思っているが。

(委員)

移動支援事業だけではない枠組みについて、ぜひ研究で検討していただきたい。医療のところでは別の予算で小児重症者在宅の仕組み作りと訪問看護の見直し、小児保健の病棟とか、びわこの病棟とかで実習をすとかの質の確保のことがあって、びわこ学園が事務局を委託して進めることになっているので、そういう他の部分との連携みたいなもので、医療のバックアップをしていくことができると思うので、そういったものも利用しながら条件整備をしていきたいと思う。

(委員)

今まで組立てとしては、人と車をセットでと考えてきていたが、それをばらすということも一度考えないといけないかなと思う。

(座長)

27年度の実証実験がどうなるか、できるだけ早い時期にそのことを検討していただきたいと思う。

以上